

# 三宅村

第2期障害者計画

第5期障害福祉計画

第1期障害児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

平成29年12月

三宅村

# 目 次

1	計画の策定にあたって	…	1
	(1) 計画策定の趣旨		
	(2) 計画の位置づけ		
	(3) 計画の期間		
2	計画の理念	…	3
3	三宅村における人口・障害者数の推移	…	4
	(1) 人口		
	(2) 障害者データ		
4	基本目標	…	8
	(1) 施設入所者の地域生活への移行		
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
	(3) 地域生活支援拠点等の整備		
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等		
	(5) 基幹相談支援センターの設置		
	(6) 障害児支援の提供体制の整備等		
5	障害福祉サービス見込量	…	12
6	地域生活支援事業	…	15
7	補装具	…	17
8	課題	…	18
9	アンケート調査及び結果	…	19
10	三宅村障害者福祉計画策定委員名簿	…	38
11	開催経過	…	39
12	三宅村障害者福祉計画策定委員会設置及び要綱	…	40

# 1 計画の策定にあたって

## (1) 計画策定の趣旨

平成25年度に「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)として施行されました。同法においては、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかの選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと、並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念に掲げています。

また、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや、障害者等に対する支援の拡充も行われました。

本村では、平成17年度において、障害者基本法に基づく「障害者計画」を策定しました。また、平成18年度には障害者自立支援法に基づく3ヶ年の「障害福祉計画」を策定して、3ヶ年ごとに見直しを図ってきました。

今回は、平成30～32年度を期間とする第5期障害福祉計画を策定するとともに、第2期障害者計画、また新たに第1期障害児福祉計画も合わせて策定することとしました。

## (2) 計画の位置づけ

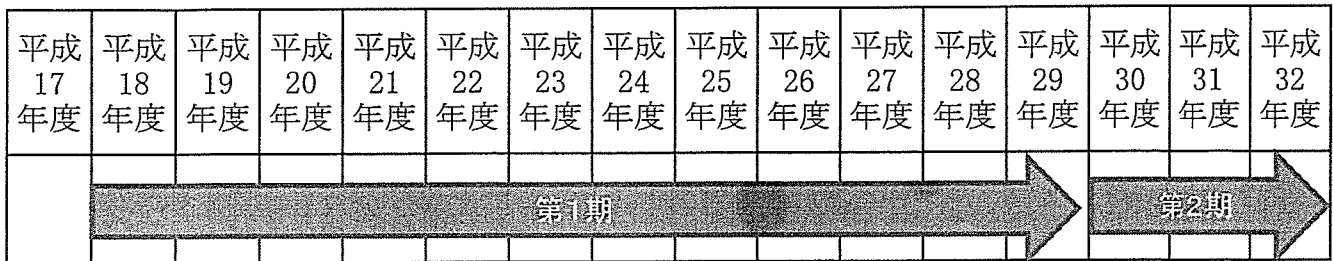
この計画は、「三宅村総合計画」、「障害者計画」、「三宅村障害福祉計画」、「障害児福祉計画」など関連する計画との整合性を図りながら、一体となって推進するものです。

### (3) 計画の期間

計画期間については、社会情勢の変化や障害者等のニーズに対応するために、3ヶ年ごとに  
見直しを図ることとします。

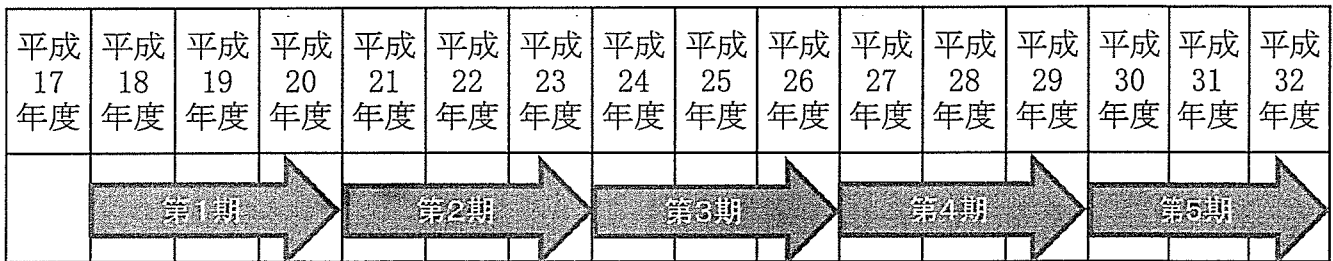
#### 障害者基本法に基づく「障害者計画」

障害者の自立と社会参加の支援に関する基本的な考え方や方向性を定める計画。



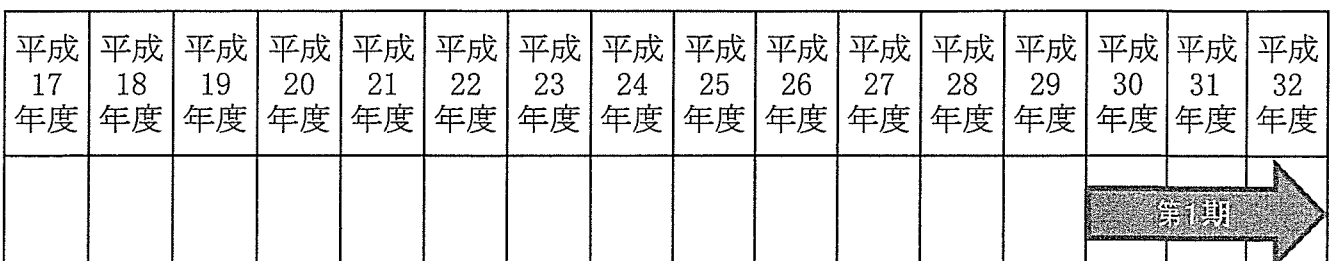
#### 障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」

福祉サービスの必要なサービス量の見込みや、その確保のための方策を示す計画。



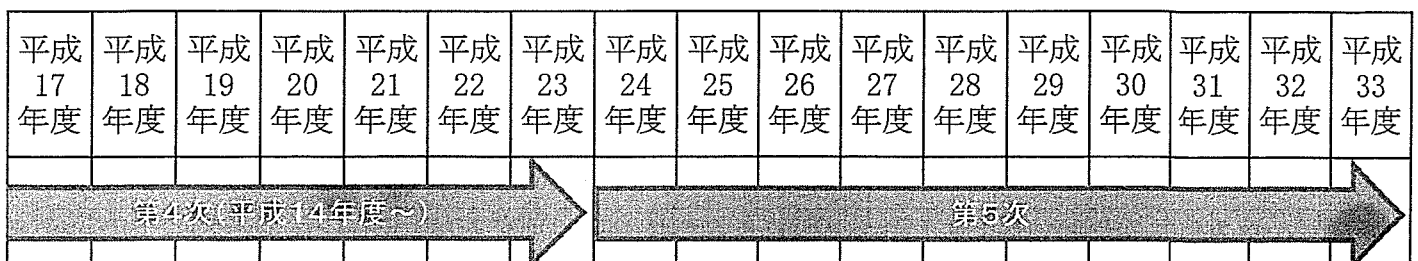
#### 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」

障害児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するための計画。



(備考)

#### 三宅村総合計画



## 2 計画の理念

障害のある人もない人も、誰しものが地域で支えあいながら暮らす事のできる環境づくりは、ノーマライゼーションの考え方に基づく基本となるものです。

平成17年2月の噴火による避難解除を経て、島での暮らしが落ち着きを取り戻した現在、障害福祉についても、これまで以上の取り組みを進めていく必要があります。

また、火山との共生の中で、災害弱者である障害者の安全確保への取り組みも必要になります。

そこで、三宅村において、障害者が安全に、安心して暮らすことのできる「ふるさと」づくりを進め、自立や社会参加の促進を目指します。

## 三宅村の基本理念

- 1 **【安全・安心】** 障害者が安全に安心して暮らせる村づくり
- 2 **【共生・理解】** 地域で支えあいのできる村づくり

### 3 三宅村における人口・障害者数の推移

#### (1) 人口

(各年とも4月1日現在の住民基本台帳人口・単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人口	2,791	2,769	2,721	2,746	2,722	2,686	2,607	2,535	2,497
うち、65歳以上	1,040	1,022	999	998	1,017	1,042	1,027	1,014	999
うち、18歳未満	237	246	254	262	256	256	248	240	244

#### (2) 障害者データ

##### ① 身体障害者数

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
手帳保持者	133	137	136	145	152	162	153	135	131
人口に対する 障害者割合	4.8%	4.9%	5.0%	5.3%	5.6%	6.0%	5.9%	5.3%	5.2%
うち、65歳以上	96	101	102	109	115	121	116	104	99
障害者における 65歳以上割合	72.2%	73.7%	75.0%	75.2%	75.7%	74.7%	75.8%	77.0%	75.6%
うち、18歳未満								0	0
障害者における 18歳未満割合								0.0%	0.0%

※ 65歳以上は介護保険制度が優先になります。

##### ・手帳の内訳

〈級別〉

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	35	37	39	38	42	46	45	43	47
2級	39	38	36	38	39	39	35	27	23
3級	23	26	26	29	29	29	27	27	26
4級	18	17	18	24	25	30	30	26	27
5級	11	12	12	10	10	10	7	5	4
6級	7	7	5	6	7	8	9	7	4
合計	133	137	136	145	152	162	153	135	131

##### 〈障害内容別〉 重複あり

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
上肢	43	44	40	40	42	43	40	36	35
下肢	73	75	74	83	87	90	86	74	71
体幹	26	25	24	27	30	30	25	20	17
視覚	12	13	11	11	10	9	9	8	8
聴覚	11	12	10	11	11	13	11	9	7
音声・言語	8	9	7	6	6	6	5	5	7
そしゃく	2	2	2	2	2	2	2	2	2
呼吸器	4	5	3	2	2	2	2	1	2
じん臓	1	2	6	3	2	4	5	7	8
膀胱直腸	2	2	3	4	2	4	4	4	5
心臓	16	17	16	17	20	21	22	19	21
合計	198	206	196	206	214	224	211	185	183

② 知的障害者数

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
手帳保持者	28	29	28	27	27	30	31	29	30
人口に対する 障害者割合	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.2%
うち、65歳以上	5	5	4	4	4	4	4	4	4
障害者における 65歳以上割合	17.9%	17.2%	14.3%	14.8%	14.8%	13.3%	12.9%	13.8%	13.3%
うち、18歳未満								1	2
障害者における 18歳未満割合								3.4%	6.7%

※ 65歳以上は介護保険制度が優先になります。

・手帳の内訳  
(級別)

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2度	5	5	5	5	5	5	5	5	5
3度	12	13	12	12	12	13	13	11	11
4度	11	11	11	10	10	12	13	13	14
合計	28	29	28	27	27	30	31	29	30

③ 精神障害者数

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
精神障害者 手帳保持者	16	19	20	21	20	21	24	23	24
総人口に対する 障害者割合	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%
うち、65歳以上	2	2	1	9	6	6	6	8	6
障害者数に対する 65歳以上割合	12.5%	10.5%	5.0%	42.9%	30.0%	28.6%	25.0%	34.8%	25.0%
うち、18歳未満								0	0
障害者における 18歳未満割合								0.0%	0.0%

※ 65歳以上は介護保険制度が優先になります。

・手帳の内訳  
(級別)

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	3	3	2	2	2	2	3	1	0
2級	10	12	15	14	13	13	14	15	16
3級	3	4	3	5	5	6	7	7	8
合計	16	19	20	21	20	21	24	23	24

(備考)

・自立支援医療(精神通院)

…精神通院時に医療機関・薬局での自己負担を1割に助成する制度

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
受給者証所持者	33	36	37	37	36	37	39	41	41

④ 難病医療

・・・難病に係る医療費を助成する制度

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
医療券所持者					23	27	33	34	34

※ 障害者総合支援法の施行に伴い、障害福祉サービスの対象に難病が追加(平成25年4月から)

⑤ 福祉サービス利用状況

(各年とも4月1日現在・単位：人)

複数利用者あり

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体・授産施設	1	0	0						
身体・療護施設	0	0	0						
知的・更生施設	6	3	1						
知的・通勤寮	0	0	0						
知的・生活寮	0	0	0						
居宅介護	2	0	0	0	0	0	0	0	0
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行動援護	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活介護	4	8	10	11	11	11	11	9	9
自立訓練(機能訓練)	1	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	1	1	1	0	0	0
就労移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(B型)	0	0	0	0	1	1	1	3	2
療養介護	1	1	1	3	3	3	3	3	3
福祉型短期入所	0	1	0	0	0	0	0	0	0
医療型短期入所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	4	2	2	3	3	5	6	7	7
共同生活介護	1	3	3	3	2				
施設入所支援	4	7	9	10	10	10	10	9	8
計画相談支援	0	0	0	0	0	0	0	4	9
地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童発達支援				0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援				0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス				0	0	0	0	0	0
保育所等訪問支援				0	0	0	0	0	0
福祉型児童入所支援				0	0	0	0	0	0
医療型児童入所支援				0	0	0	0	0	0
障害児相談支援				0	0	0	0	0	0
合計	24	25	26	31	31	31	31	31	29



(備考) (各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年
障害児施設	2	2	2

※ 障害児に対する福祉サービスの実施主体が平成24年4月より東京都から市町村へ移行(療養介護2名)

⑥ 障害支援区分認定者数

(各年とも4月1日現在・単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
6			5	4	5	6	5	5	6
5			2	2	1	2	3	4	4
4			5	5	5	5	6	4	2
3			1	1	1	1	0	1	1
2			3	2	2	2	3	3	4
1			2	2	2	3	2	1	0
支援区分なし			3	3	3	1	1	1	1
合計			21	19	19	20	20	19	18

※平成25年度以前については、障害程度区分認定者数

⑦ 村内における事業所数

(各年とも4月1日現在・単位：事業所数)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
居宅介護	1	0	0	0	0	0	0	0	0

※めぐりケアセンター

## 4 基本目標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数 値		考 え 方
平成28年度末の施設入所者数	11	人	平成29年3月31日現在の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	1	人	平成32年度末までに施設入所からGH等へ地域移行する予定の者の数(平成28年度末の施設入所者数の9%以上)
	9.1	%	
【目標値】 施設入所者数の削減数	1	人	平成32年度末までに施設入所から退去する予定の者の数(平成28年度末の施設入所者数の2%以上)
	9.1	%	

現在の入所者の多くは重度の方や重複障害の方で、今後の移行については、困難になることが見込まれます。今後は、計画相談支援におけるサービス等利用計画を考慮して、地域生活への移行を支援していきます。

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数 値		考 え 方
【目標値】 平成32年度末までの整備数	1	箇所	平成32年度末までに協議の場を整備する数

※目標値は「平成32年度末までにすべての区市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する」との東京都の考え方にに基づき設定した。

三宅村では、障害者地域自立支援協議会で対応できないかを検討していきます。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	数 値		考 え 方
【目標値】 平成32年度末までの整備数	1	箇所	平成32年度末までに地域生活支援拠点又は面的な体制を整備する数

三宅村においては、関係機関が連携を図り、機能を担う面的な整備を進めます。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ①一般就労への移行者数

項目	数 値		考 え 方
平成28年度の年間 一般就労移行者数	0	人	平成28年度において一般就労した者の数
【目標値】 平成32年度の年間 一般就労移行者数	0	人	平成32年度において一般就労すると考えられる者の数 (平成28年度の1.5倍)
	0.0	倍	

三宅村において、福祉施設から一般就労した方はおりませんが、島外の障害者就労支援施設(就労移行支援事業所及び就労継続支援A型・B型)を通じた支援を図ります。

##### ②就労移行支援事業所の利用者数

項目	数 値		考 え 方
平成28年度末の就労移行 支援事業所の利用者数	0	人	平成28年度末における就労移行支援事業所の利用者の数
【目標値】 平成32年度末の就労移行 支援事業所の利用者数	0	人	平成32年度末における就労移行支援事業所の利用者の数 (平成28年度の2割増)
	0.0	倍	

三宅村内に就労支援事業所を立ち上げることは困難と考えます。

##### ③就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

項目	数 値		考 え 方
【目標値】 平成32年度末の就労移行 率3割以上の就労移行支援 事業所の割合	0	%	平成32年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合(5割以上)

三宅村内に就労支援事業所を立ち上げることは困難と考えます。

#### ④就労定着支援1年後の就労定着の割合

項目	数 値		考 え 方
【目標値】 平成32年度末の就労定着 支援1年後の定着の割合	0	%	平成32年度末の就労定着支援1年後の定着の割合 (80%以上)

三宅村内において支援事業を立ち上げることは困難と考えます。

#### (5) 基幹相談支援センターの設置

項目	数 値		考 え 方
【目標値】 平成32年度末までの整備数	0	箇所	平成32年度末までに整備する数

三宅村では、基幹相談支援センターの設置について検討していきます。

#### (6) 障害児支援の提供体制の整備等

##### ①児童発達支援センターの設置

項目	数 値		考 え 方
【目標値】 平成32年度末までの整備数	1	箇所	平成32年度末までに整備する数

※目標値は「平成32年度末までに、児童発達支援センターを各区市町村少なくとも1か所以上  
設置する」との東京都の考え方に基づき設定した。

三宅村では、子ども家庭支援センターと子育て広場等と連携を図りながら、三宅村で可能か整備を  
検討していきます。

## ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	数 値		考 え 方
【目標値】 平成32年度末までの整備数	0	箇所	平成32年度末までに体制を構築する数

※目標値は「平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する」との東京都の考え方に基づき設定した。

三宅村内に事業所を立ち上げることは困難と考えます。

## ③主に重症心身障害児を支援するサービスの確保

項目	数 値		考 え 方
【目標値】 平成32年度末までの整備数	0	箇所	平成32年度末までに確保する数

※目標値は「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1箇所確保する」との東京都の考え方に基づき設定した。

三宅村内に事業所を立ち上げることは困難と考えます。

## ④医療的ケア児支援のための協議の場の設置

項目	数 値		考 え 方
【目標値】 平成30年度末までの整備数	1	箇所	平成30年度末までに協議の場を整備する数

※目標値は「平成30年度末までに、各区市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける」との東京都の考え方に基づき設定した。

三宅村では、障害児向けのケア会議の設置について検討していきます。

## 5 障害福祉サービス見込量

島内において、早急な事業所の立ち上げは困難であるため、島外の障害福祉サービスを確保していきます。ただし、島内でのグループホームの立ち上げについて、検討していきます。

### ①訪問系サービス

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	H29.7.1	H30年度	H31年度	H32年度
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ時間分	0	0	0	0
重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ時間分	0	0	0	0
同行援護	視覚障害者に、外出先で代筆、代読、移動、排泄、食事等の支援を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ時間分	0	0	0	0
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ時間分	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ時間分	0	0	0	0

### ②日中活動系サービス

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	H29.7.1	H30年度	H31年度	H32年度
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	実利用者数	人	9	9	9	8
		サービス量	延べ日分	198	198	198	176
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ日分	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ日分	0	0	0	0
就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ日分	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	雇用型の就労や生産活動の機会の提供を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	延べ日分	0	0	0	0
就労継続支援(B型)	就労や生産活動の機会の提供を行います。	実利用者数	人	2	2	2	2
		サービス量	延べ日分	44	44	44	44
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。	実利用者数	人	-	0	0	0
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	実利用者数	人	3	3	3	3
福祉型短期入所(福祉型ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、障害者支援施設等において短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	0	0	0	0
医療型短期入所(医療型ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、病院等において短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	0	0	0	0

### ③居住系サービス

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	H29.7.1	H30年度	H31年度	H32年度
自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方の支援を行います。	実利用者数	人	-	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。	実利用者数	人	7	7	7	8
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	実利用者数	人	8	8	8	7

#### ・整備見込量(定員数)

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	H29.7.1	H30年度	H31年度	H32年度
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。	定員数	人	-	0	0	0

### ④相談支援

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	H29.7.1	H30年度	H31年度	H32年度
計画相談支援	サービス等利用計画の作成を行います。	実利用者数	人	10	13	15	17
地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、居住の確保その他の地域における生活移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	実利用者数	人	0	0	0	1
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0

### ⑤障害児通所支援

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	H29.7.1	H30年度	H31年度	H32年度
児童発達支援	障害児に対する支援を行う身近な療育の場を提供する。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	0	0	0	0
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療もを行います。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	外出が著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。	実利用者数	人	-	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	-	0	0	0
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	0	0	0	0
保育所等訪問支援	訪問により、集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する。	実利用者数	人	0	0	0	0
		サービス量	述べ人日分	0	0	0	0

⑥障害児相談支援

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	H29.7.1	H30年度	H31年度	H32年度
障害児相談支援	サービス等利用計画の作成を行います。	実利用者数	人	0	0	0	0

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(各年度とも3月末現在)

サービス名	サービス内容	事項	単位	H29.7.1	H30年度	H31年度	H32年度
コーディネーターの配置人数	医療的ケア児の支援を総合調整します。	設置人数	人	-	0	0	0



## 6 地域生活支援事業

障害を持つ方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにニーズを踏まえて、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で、三宅村の創意工夫により事業の詳細を決定し、効果的・効率的な取り組みを行います。

(各年度とも3月末現在)

事業名		事業内容	区分	H29.7.1	H30年度	H31年度	H32年度
1 理解促進研修・啓発事業		地域住民に対して、障害者(児)の理解を深めるための研修や啓発を行う。	実施有無	無	有	有	有
方策	社協が実施する「福祉まつり」「緑化活動」等の地域住民と触れ合う場を通じて、啓発活動を行います。						
2 自発的活動支援事業		障害者(児)やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行う。	実施有無	無	無(検討)	無(検討)	無(検討)
方策	住民との協働を進めていく必要があるので、ボランティア精神を育てていきます。						
3 相談支援事業	①障害者相談支援事業	障害者(児)やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う。	実施見込箇所	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者等に専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施して強化する。	設置有無	無	無(検討)	無(検討)	無(検討)
	②市町村相談支援機能強化事業	保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行う。	実施有無	無	無(検討)	無(検討)	無(検討)
	③住宅入居等支援事業	保証人がいないなどの理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行う。	実施有無	無	無(検討)	無(検討)	無(検討)
方策	制度改正などに対応できるよう情報提供を行います。						
4 成年後見制度利用支援事業		障害福祉サービスを利用する知的障害者等で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について補助を行う。	利用件数	0	0	0	1
方策	社協の「地域福祉権利擁護事業」から成年後見人まで繋げていきます。						
5 成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。	実施有無	無	無(検討)	無(検討)	無(検討)
方策	島内において安定的に継続できる法人を検討していきます。						

(各年度とも3月末現在)

事業名		事業内容	区分	H29.7.1	H30年度	H31年度	H32年度
6 意思疎通支援事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある人を支援するために手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行う。	利用件数	0	0	0	0
	②手話通訳者設置事業		設置者数	0	0	0	0
方策	島内における有資格者を探すなど、検討していきます。						
7 日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	重度障害のある障害者(児)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う。	給付件数	0	1	0	1
	②自立生活支援用具		給付件数	0	0	1	0
	③在宅療養等支援用具		給付件数	0	1	0	1
	④情報・意思疎通支援用具		給付件数	0	0	1	0
	⑤排泄管理支援用具		給付件数	16	48	48	48
	⑥居室生活動作補助用具		給付件数	0	1	0	1
方策	障害者数から利用見込みを推測して、予算確保に努めます。						
8 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員の養成・研修を行う。	登録者数	0	0	0	0	
方策	島内における有資格者を探すなど、検討していきます。						
9 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者(児)に、外出のための支援を行う。	利用件数	2	2	2	2	
		延時間数	115	480	480	480	
方策	利用見込みを推測して、予算確保に努めます。						
10 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う。	実施箇所	1 (基礎的)	1 (基礎的)	1 (基礎的)	1 (基礎的)	
		利用者数	6	6	7	8	
方策	利用者数を増加させるため、検討していきます。						

(各年度とも3月末現在)

事業名		事業内容	区分	H29.7.1	H30年度	H31年度	H32年度
11 その他	11 身体障害者用自動車改造費助成事業	下肢・体幹機能障害者1級、2級の者が就労等により自動車の改造を行う場合に補助を行う。	利用件数	0	1	0	1
	方策	利用見込みを推測して、予算確保に努めます。					
	12 心身障害者自動車運転教習費助成事業	障害者の自動車運転免許取得に対して補助を行う。	利用件数	0	0	1	0
	方策	利用見込みを推測して、予算確保に努めます。					
	13 障害者地域自立支援協議会	関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う。	実施有無	無(検討)	有	有	有
	方策	立ち上げについて、関係機関と調整を図ります。					

## 7 補装具

障害者が日常生活を送る上で必要となる補装具の購入・修理代を助成します。

(各年度とも3月末現在)

事業名		事業内容	区分	H29.7.1	H30年度	H31年度	H32年度
補装具費支給制度		身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具の購入・修理代の助成を行う。	利用件数	1	8	10	8
方策	障害者数から利用見込みを推測して、予算確保に努めます。						

## 8 課題

### (1) 安心・安全な日常生活の支援

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障害のある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるよう、社会参加や自立への支援に努めます。

また、島内にグループホームの設置が可能かどうか検討していきます。

### (2) 地域での自立した生活環境づくり

障害の早期発見を図り、幼児期より障害に合った教育、訓練を実施して、障害の軽減を図り、地域で生活できるための自立の促進を図ります。

### (3) 地域におけるいきいきした活動の充実

生きがいのある暮らし、社会参加の実現などを目指して、障害のある方の就労機会の確保支援、地域における交流を図るための自主的な活動の支援など地域社会の中に積極的に参加できる施策を推進します。

### (4) 暮らしやすい福祉のまちづくり

障害のある方が、自らの意志によって自由に活動することができるように、生活上のバリアを取り除くための施策を推進します。

### (5) 利用者本位のしくみづくり

障害者総合支援法に基づき、利用者により良い福祉サービスを提供できるように障害福祉窓口や障害福祉サービスの周知をしていきます。

また、当事者から直接要望を吸い上げるための場の設置について検討していきます。

### (6) 福祉教育による差別解消

障害者差別の禁止に向け、人権啓発に取り組むとともに、講師を招いて住民向けの講習会を開催するなど福祉教育の充実に努めます。

### (7) 虐待防止

障害者虐待の早期発見・防止のため、迅速な対応と的確な支援などの充実に努めます。

事 務 連 絡  
平成29年7月31日

村民の皆様へ

三宅村福祉健康課

### 三宅村障害福祉計画へのアンケートについて（お願い）

本村では現在、障害をお持ちの方が安全に、安心して地域でお互いに支えあいながら暮らしていける村づくりを目指した平成32年度までの障害福祉計画を検討しております。

そこで、障害者手帳又は自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方を対象に生活状況、お悩みや三宅村に取り組んでもらいたいこと等について、アンケート調査を実施することにいたしました。なお、統計を取るための調査であり、個人を特定するものではありません。

今後の障害福祉向上の取り組みへの参考といたしますので、ご面倒かと思いますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

- 1 締切日 平成29年9月30日（土）到着まで  
※同封しました返信用封筒でご返送ください。
- 2 基準日 平成29年8月1日現在の状況をお答えください。

### 3 取組状況

- 平成21年度
- ・心身障害者タクシー利用助成事業  
(島内の移動支援)
  - ・心身障害者地域緑化推進事業  
(地域活動支援センター「いぶき」での就労支援)
- 平成22年度
- 心身障害者リハビリテーション事業  
(機能訓練)
- 平成28年度
- 障害者移動支援事業  
(島外施設入所者への移動支援)

三宅村 福祉健康課 福祉係  
担当 村島

TEL 04994-5-0902

FAX 04994-5-0655

みやけむら しょうがい ふくし けいかく  
 三宅村障害福祉計画に係るアンケート

とい せいべつ  
 問 1 あなたの性別についてあてはまるものに○をつけてください。

- おとこ おんな  
 ① 男 ② 女

とい ねんれい  
 問 2 あなたの年齢についてあてはまるものに○をつけてください。

- さい さい さい さい  
 ① 0歳 ~ 19歳 ② 20歳 ~ 29歳  
 さい さい さい さい  
 ③ 30歳 ~ 39歳 ④ 40歳 ~ 49歳  
 さい さい さい さい  
 ⑤ 50歳 ~ 59歳 ⑥ 60歳 ~ 69歳  
 さい さい さい さい さいいじょう  
 ⑦ 70歳 ~ 79歳 ⑧ 80歳 ~ 89歳 ⑨ 90歳以上

とい どうきよ かた こた  
 問 3 同居されている方がいるか○をつけてください。また、「いる」と答

かた じしん ? どうきよしゃ にんずう きにゆう  
 えられた方は、ご自身をのぞいた同居者の人数も記入してください。

- ① いる ( 人) ② いない  
 「いる」場合は、(1)にも  
 お答えください。

どうきよ かた ぞくから  
 (1) 同居されている方の続柄すべてに○をつけてください。

- ちちおや ははおや きょうだいしまい  
 ① 父親 ② 母親 ③ 兄弟姉妹  
 そふ そぼ はいぐうしゃ  
 ④ 祖父 ⑤ 祖母 ⑥ 配偶者  
 こ た  
 ⑦ 子 ⑧ その他 ( )

とい げんざい す ちく

問 4 現在、お住まいの地区のあてはまるものに○をつけてください。

- |      |      |       |
|------|------|-------|
| かみつき | いず   | いがや   |
| ① 神着 | ② 伊豆 | ③ 伊ヶ谷 |
| つぼた  | あこ   | とうがい  |
| ④ 坪田 | ⑤ 阿古 | ⑥ 島外  |

とい げんざい も

問 5 現在、お持ちであるものすべてに○をつけてください。

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| しんたいしょうがいしゃてちよう | せいしんほけんふくしてちよう        |
| ① 身体障害者手帳       | ② 精神保健福祉手帳            |
| あい てちよう         | じりつ しえん いりよう せいしんつういん |
| ③ 愛の手帳          | ④ 自立支援医療(精神通院)        |

とい げんざい しゅうろう

問 6 現在、就労をされていますか？あてはまるものに○をつけてください。

- |          |           |
|----------|-----------|
| しゅうろう    | しゅうろう     |
| ① 就労している | ② 就労していない |



しゅうろう ばあい  
「就労していない」場合は、  
こた  
(1)・(2)にもお答えください。

へいじつ おも かつどう ばしょ  
(1) 平日、主に活動している場所はどこですか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

- |          |           |
|----------|-----------|
| じたくない    | にゅうしょせつない |
| ① 自宅内    | ② 入所施設内   |
| た        |           |
| ③ その他( ) |           |

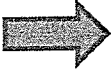
しゅうろう おも  
(2) 就労したいと思っっていますか？あてはまるものに○をつけてください。

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| つよ おも      | しよくば おも            |
| ① 強く思っっている | ② いい職場があれば、したいと思っう |
| おも         |                    |
| ③ 思わない     |                    |



とい ねんかん しゅうにゅうがく

問 7 1年間の収入額について、あてはまるものに○をつけてください。

- ① なし
- ② 1円 ~ 200,000円
- ③ 200,001円 ~ 400,000円
- ④ 400,001円 ~ 600,000円
- ⑤ 600,001円 ~ 800,000円
- ⑥ 800,001円 ~ 1,000,000円
- ⑦ 1,000,001円 ~ 1,250,000円
- ⑧ 1,250,001円 ~
- しゅうにゅう ばあい うちわけ こた  
収入がある場合は、内訳にもお答えください。
- 
- きゅうりょう  
① 給料
- ねんきん  
② 年金
- ふくしてあて  
③ 福祉手当
- せいかつ ほご  
④ 生活保護
- た  
⑤ その他
- ( )

とい にちじょうせいかつ こま

問 8 日常生活で困っていることすべてに○をつけてください。

- ① 火山ガス
- ② 金銭面
- ③ 近所付き合い
- ④ 相談相手
- ⑤ 就労
- ⑥ 将来への不安
- ⑦ 特になし
- ⑧ その他
- ( )

とい 日常生活での悩みを相談できる人がいるか○をつけてください。

- ① いる ② いない



「いる」場合は、(1)・(2)にもお答えください。

(1) 相談できる人が住む場所すべてに○をつけてください。

- ① 同じ地区にいる ② 島内にいる ③ 島外にいる

(2) 相談できる人とあなたとの関係について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 同居家族 ② 親族 ③ 近所の人  
④ 別居家族 ⑤ 友人 ⑥ 福祉関係者  
⑦ その他 ( )

とい 災害時(噴火、火山ガス、火事、台風等)の避難について、あてはまるものに○をつけてください。

- ① 避難できる ② 避難できない



「避難できない」場合は、(1)にもお答えください。

(1) 避難できない理由すべてに○をつけてください。

- ① 日中に家族が外出している ② 頼れる人がいない  
③ 避難先が分からない ④ 車などの移動手段がない  
⑤ 体が不自由である ⑥ 放送がよく聞き取れない  
⑦ その他 ( )

※今後、ご相談いただければと思います。

とい みやけむら よ りよう  
問11 三宅村にあつたら良い・利用したいサービスについて、あてはまるもの  
すべてに○をつけてください。

- ① 日中に集まれる場所 (にっちゅう あつ ばしよ)  
② 障害を持った方が入所できる施設 (しょうがい も かた にゆうしょ しせつ)  
③ 外出のための支援 (がいしゅつ しえん)  
④ 就労につなげる支援 (しゅうろう しえん)  
⑤ 訪問サービス (家事・入浴・排せつ などのお手伝いさん) (ほうもん かじ にゆうよく はい てつだ)  
⑥ 相談できる場所 (そうだん ばしよ)  
⑦ 手話通訳者の派遣 (しゅわつうやくしゃ はけん)  
⑧ 成年後見制度 (お金の管理・福祉サービス利用の手続きなどをしてくれる人) (せいねんこうけんせいど かね かんり ふくし りよう てつづ ひと)  
⑨ ゴミ出し支援 (だ か ものしえん)  
⑩ 買い物支援  
⑪ その他  
( )

とい こま みやけむら のぞ じゆう きにゆう くだ  
問12 困っていることで三宅村に望むことを自由に記入して下さい。

---

---

---

---

---

きょうりよく  
アンケートへのご協力、どうもありがとうございました。

みやけむら ふくしけんこうか ふくしがかり むらしま  
三宅村 福祉健康課 福祉係 村島

# 第5期三宅村障害福祉計画に係るアンケート調査

## ・調査の概要

### (1) 目的

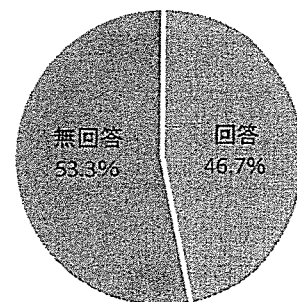
三宅村障害福祉計画の策定にあたり、障害福祉に関するニーズを把握すると共に、今後の施策展開の基礎資料として本調査を実施し、本計画及び今後の障害福祉行政へと反映させることを目的としています。

### (2) 調査の実施方法と回収状況

- ・対象者 平成29年8月1日現在において、障害者手帳(身体・知的・精神)及び精神通院受給者証をお持ちの方
- ・調査方法 郵送による配布・回収
- ・調査期間 調査票の設計 平成29年7月  
調査の実施 平成29年8月1日(火)から9月30日(土)  
集計 平成29年10月

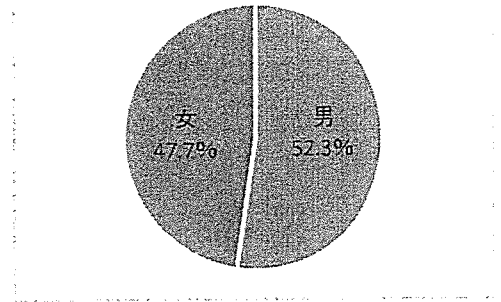
### (3) 回収結果

	H26年度	H29年度	
	人数	人数	割合
対象者	208	184	100.0%
回答	107	86	46.7%
無回答	101	98	53.3%



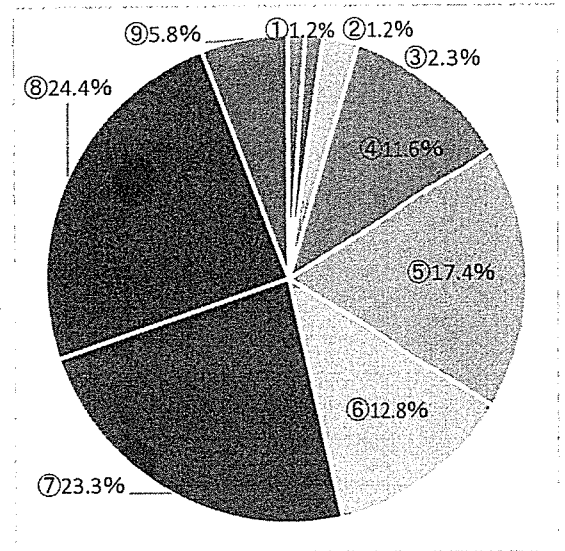
問1 性別

	H26年度	H29年度	
	人数	人数	割合
① 男	48	45	52.3%
② 女	59	41	47.7%
合計	107	86	



問2 年齢層

	H26年度	H29年度	
	人数	人数	割合
① 0歳～19歳	0	1	1.2%
② 20歳～29歳	2	1	1.2%
③ 30歳～39歳	4	2	2.3%
④ 40歳～49歳	10	10	11.6%
⑤ 50歳～59歳	15	15	17.4%
⑥ 60歳～69歳	11	11	12.8%
⑦ 70歳～79歳	21	20	23.3%
⑧ 80歳～89歳	32	21	24.4%
⑨ 90歳～	10	5	5.8%
⑩ 無回答	2	0	0.0%
合計	107	86	

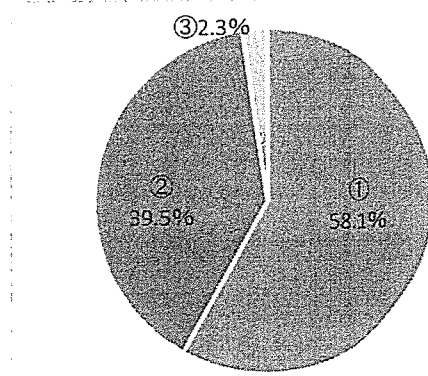


・年齢層「70歳代」と「80歳代」が多く、約半数を占める。

### 問3 同居者

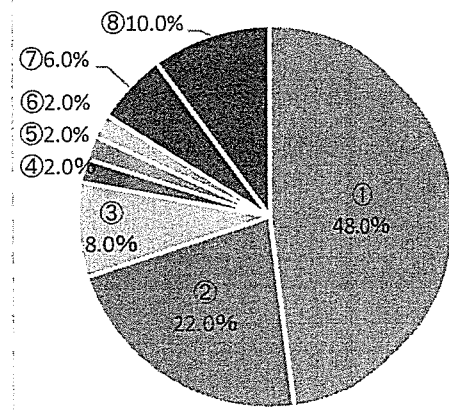
	H26年度		H29年度	
	人数	人数	割合	
① いる	71	50	58.1%	
② いない	29	34	39.5%	
③ 無回答	7	2	2.3%	
合計	107	86		

・障害者の約3人に1人が独居生活を送っていることが分かる。



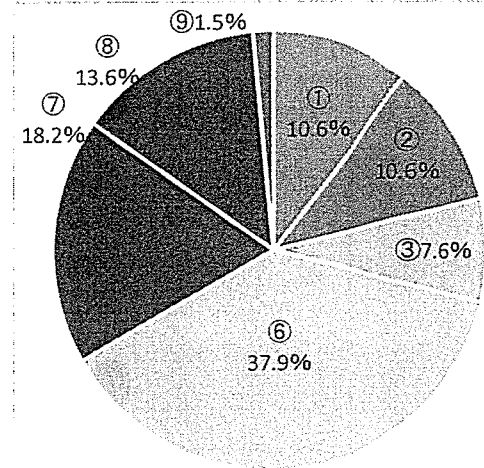
同居者数	H26年度		H29年度	
	人数	人数	割合	
① 1名	30	24	48.0%	
② 2名	8	11	22.0%	
③ 3名	7	4	8.0%	
④ 4名	1	1	2.0%	
⑤ 5名	0	1	2.0%	
⑥ 6名	3	1	2.0%	
⑦ その他	0	3	6.0%	
⑨ 無回答	22	5	10.0%	
合計	71	50		

・同居者がいる場合でも「1名だけ」である場合が約半数を占める。



複数回答あり

同居者続柄	H26年度		H29年度	
	人数	人数	割合	
① 父親	5	7	10.6%	
② 母親	6	7	10.6%	
③ 兄弟姉妹	8	5	7.6%	
④ 祖父	0	0	0.0%	
⑤ 祖母	0	0	0.0%	
⑥ 配偶者	29	25	37.9%	
⑦ 子	14	12	18.2%	
⑧ その他	29	9	13.6%	
⑨ 無回答	32	1	1.5%	
合計	123	66		

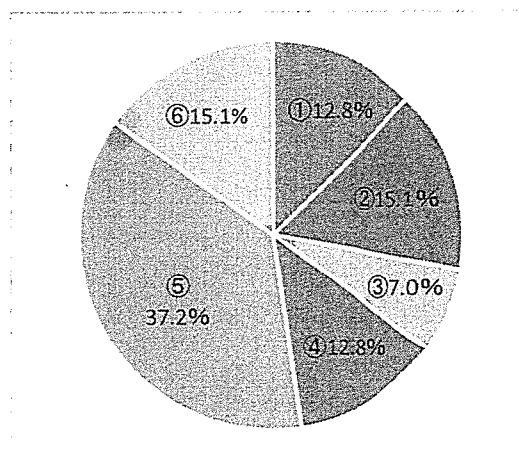


その他 内訳	H26年度	H29年度
	人数	人数
施設入所者	23	3
グループホーム	2	2
姉妹	0	1
姉妹の配偶者	0	1
義父	0	1
孫	0	1
無回答	4	0
合計	29	9

・「配偶者」、「子供」と共に生活している場合が多い。

#### 問4 居住地

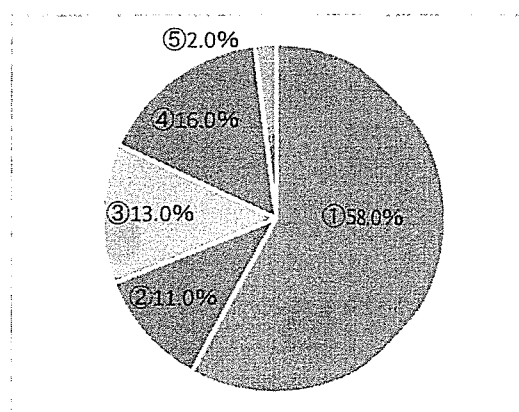
	H26年度	H29年度	
	人数	人数	割合
① 神着	13	11	12.8%
② 伊豆	12	13	15.1%
③ 伊ヶ谷	6	6	7.0%
④ 坪田	15	11	12.8%
⑤ 阿古	45	32	37.2%
⑥ 島外	15	13	15.1%
⑦ 無回答	1	0	0.0%
合計	107	86	



・「阿古地区」が多いのは特別養護老人ホームあじさいの里の入所者が多い為でもある。

#### 問5 手帳種別

複数回答あり	H26年度	H29年度	
	人数	人数	割合
① 身体障害者手帳	81	58	58.0%
② 精神保健福祉手帳	6	11	11.0%
③ 愛の手帳	12	13	13.0%
④ 精神通院受給者証	16	16	16.0%
⑤ 無回答	2	2	2.0%
合計	117	100	

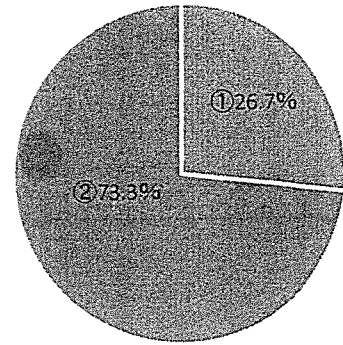


・「身体障害者手帳の保持者」が半数以上を占める。

## 問6 就労

	H26年度		H29年度	
	人数	人数	割合	
① している	23	23	26.7%	
② していない	80	63	73.3%	
③ 無回答	4	0	0.0%	
合計	107	86		

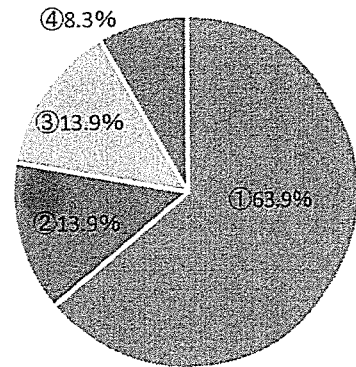
・高齢者が多い為、就労はしていない。



複数回答あり

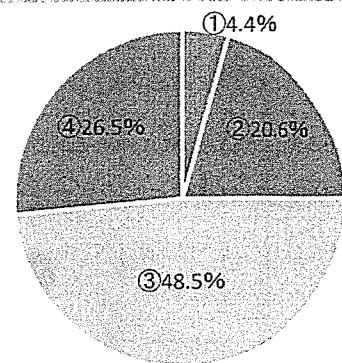
日中の活動場所	H26年度		H29年度	
	人数	人数	割合	
① 自宅内	36	46	63.9%	
② 入所施設内	31	10	13.9%	
③ その他	14	10	13.9%	
④ 無回答	5	6	8.3%	
合計	86	72		

・日中は自宅で過ごす者が多い。



就労希望	H26年度		H29年度	
	人数	人数	割合	
①強く思う	3	3	4.4%	
②良い職場があれば思う	8	14	20.6%	
③思わない	56	33	48.5%	
④無回答	13	18	26.5%	
合計	80	68		

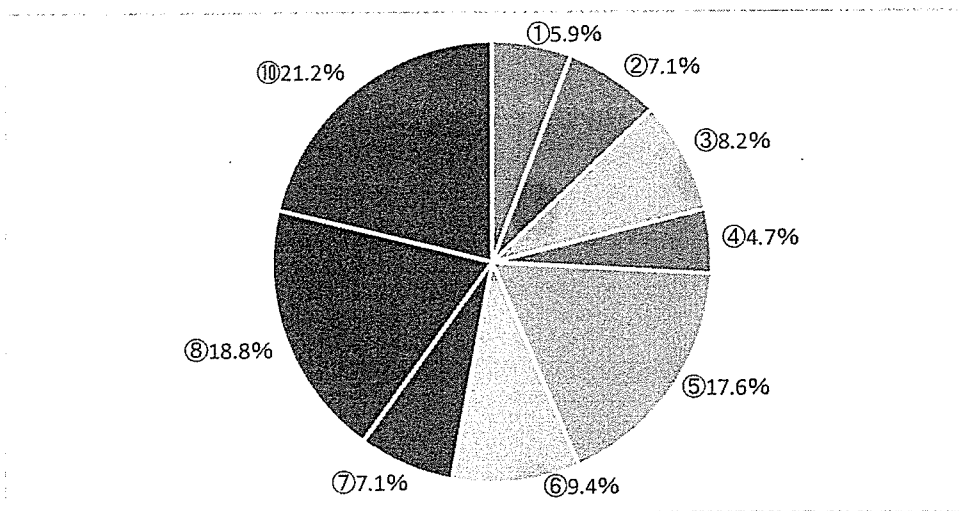
・高齢者が多い為、就労希望は少ない。





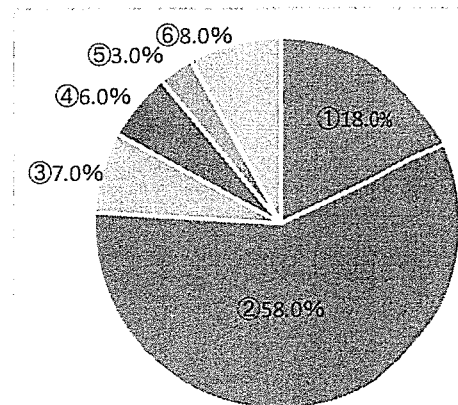
問7 年収

	H26年度		H29年度	
	人数	人数	割合	
① なし	3	5	5.9%	
② 1円～200,000円	5	6	7.1%	
③ 200,001円～400,000円	5	7	8.2%	
④ 400,001円～600,000円	5	4	4.7%	
⑤ 600,001円～800,000円	16	15	17.6%	
⑥ 800,001円～1,000,000円	20	8	9.4%	
⑦ 1,000,001円～1,250,000円	13	6	7.1%	
⑧ 1,250,001円～	25	16	18.8%	
⑨ 分からない	7	0	0.0%	
⑩ 無回答	8	18	21.2%	
合計	107	85		



・「80万円」を境にして、ほぼ半数に分かれる。

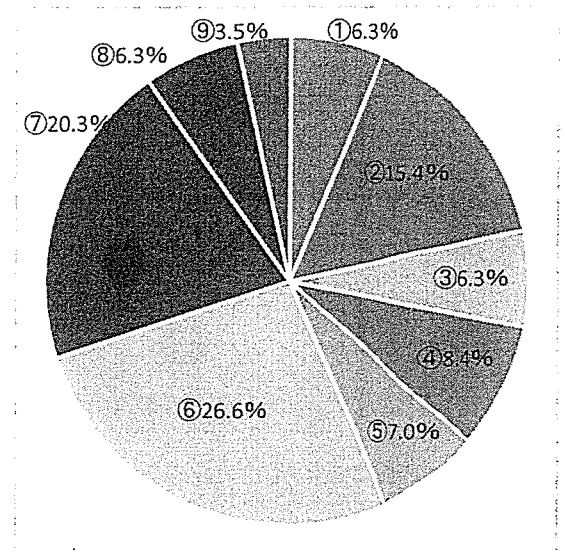
収入内訳	H26年度		H29年度	
	人数	人数	割合	
① 給料	17	18	18.0%	
② 年金	78	58	58.0%	
③ 福祉手当	5	7	7.0%	
④ 生活保護	5	6	6.0%	
⑤ その他	5	3	3.0%	
⑥ 無回答	11	8	8.0%	
合計	121	100		



・「年金」が半数以上を占める。

## 問8 日常の悩み

複数回答あり	H26年度	H29年度	
	人数	人数	割合
① 火山ガス	7	9	6.3%
② 金銭面	20	22	15.4%
③ 近所付き合い	9	9	6.3%
④ 相談相手	9	12	8.4%
⑤ 就労	9	10	7.0%
⑥ 将来不安	37	38	26.6%
⑦ 特になし	48	29	20.3%
⑧ その他	11	9	6.3%
⑨ 無回答	6	5	3.5%
合計	156	143	

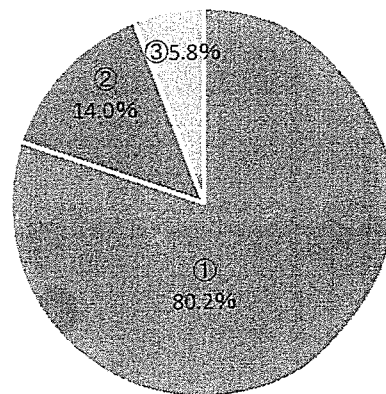


・「将来への不安」が約1/4を占める。

その他 内訳
健康面(病気、老化に伴う体の不安)
毎日の買い物
歩道や階段、バスのステップの段差
役場への手続き
家族と離れて暮らしているので、一緒に住みたい。
施設利用者とのトラブル

### 問9 相談相手

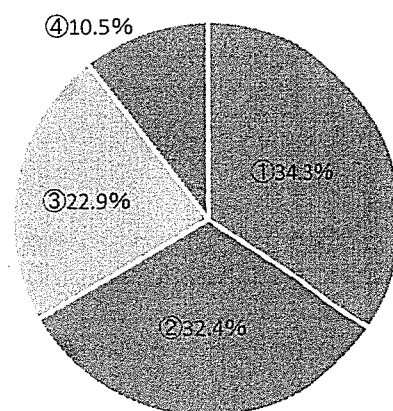
	H26年度		H29年度	
	人数	人数	割合	
① いる	85	69	80.2%	
② いない	14	12	14.0%	
③ 無回答	8	5	5.8%	
合計	107	86		



・相談相手を持つ方が多い。

複数回答あり

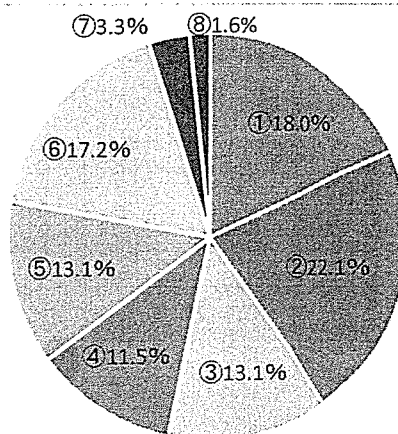
相談相手の場所	H26年度		H29年度	
	人数	人数	割合	
① 同じ地区	50	36	34.3%	
② 島内	31	34	32.4%	
③ 島外	28	24	22.9%	
④ 無回答	4	11	10.5%	
合計	113	105		



・「同じ地区」、「島内」にいる場合が多い。

複数回答あり

相談相手	H26年度		H29年度	
	人数	人数	割合	
① 同居家族	23	22	18.0%	
② 親族	38	27	22.1%	
③ 近所の人	13	16	13.1%	
④ 別居家族	22	14	11.5%	
⑤ 友人	21	16	13.1%	
⑥ 福祉関係者	20	21	17.2%	
⑦ その他	6	4	3.3%	
⑧ 無回答	0	2	1.6%	
合計	143	122		

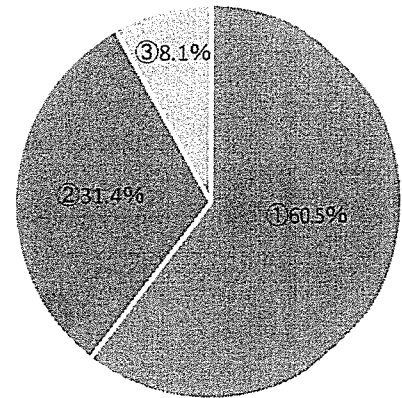


・「親族」、「同居家族」で約半数を占める。

## 問10 災害避難

	H26年度		H29年度	
	人数	人数	割合	
① できる	61	52	60.5%	
② できない	37	27	31.4%	
③ 無回答	9	7	8.1%	
合計	107	86		

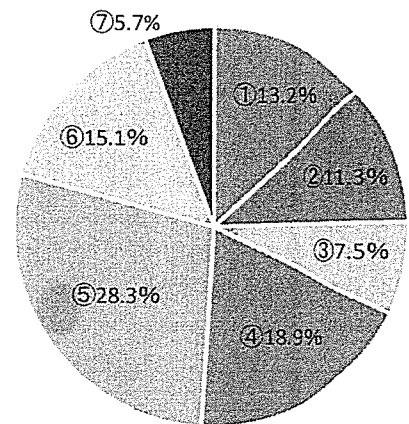
・「避難できない者」が1/3いることが分かる。



複数回答あり

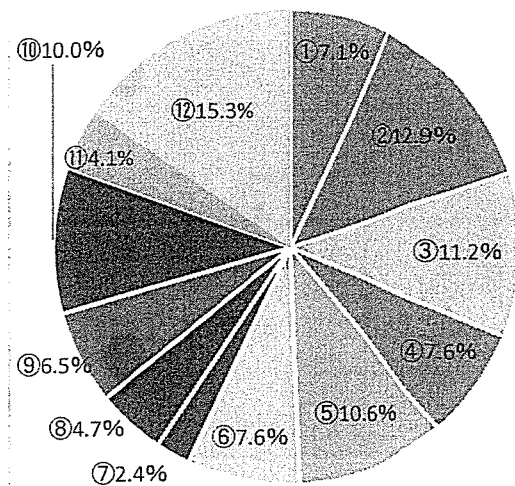
できない理由	H26年度		H29年度	
	人数	人数	割合	
① 日中に家族がいない	9	7	13.2%	
② 頼れる人がいない	8	6	11.3%	
③ 避難先が分からない	7	4	7.5%	
④ 移動手段(車)がない	16	10	18.9%	
⑤ 体が不自由	28	15	28.3%	
⑥ 放送が聞き取れない	10	8	15.1%	
⑦ その他	0	3	5.7%	
合計	78	53		

・「移動手段を持たない」、「体が不自由」が約半数を占める。



## 問11 希望サービス

複数回答あり	H26年度		H29年度	
	人数	人数	割合	
① 日中に集まれる場所	14	12	7.1%	
② 入所できる施設	23	22	12.9%	
③ 外出のための支援	25	19	11.2%	
④ 就労につなげる支援	12	13	7.6%	
⑤ 訪問サービス(家事・入浴・排泄)	20	18	10.6%	
⑥ 相談できる場所	11	13	7.6%	
⑦ 手話通訳者の派遣	1	4	2.4%	
⑧ 成年後見制度	8	8	4.7%	
⑨ ゴミ出し支援		11	6.5%	
⑩ 買い物支援		17	10.0%	
⑪ その他	3	7	4.1%	
⑫ 無回答	53	26	15.3%	
合計	170	170		



その他 内訳
グループホーム
移動販売車の導入
プールのような自主リハビリ、軽い運動、筋トレの出来るような場所

・「入所施設」、「外出支援」、「訪問サービス」を望む者で約半数を占める。

## 問12 自由記載

### ・ 障害福祉サービス

1	ヘルパーが不足しているようで、まだ来てもらっていない。
2	姉も障害者であり、自分が入院や動けなくなった時に、本当に困る。閉鎖している民宿などを借り上げて、生活寮かグループホームを三宅島につくって欲しい。
3	親亡き後、1人では何もできないので、入所できる生活寮かグループホームが三宅島に出来ることを願っています。他の遠い施設に行かずに、三宅島ですっと生活できるように小規模でも良いので4~5人位のグループホームを1日でも早く三宅島につくって欲しい。
4	敷居を高くしないで、誰でも相談できる場所が欲しい。

5	障害年金がそのまま受給できるのか不安です。仕事と家を往復する毎日なので、障害を理解した上で付き合える人間関係が欲しい。相談できる機関を広報で周知して欲しい。
6	日常生活の中でかかえる悩みを相談できる人がいなくて困っている。現在は、心理カウンセラーに3ヶ月に1度しか相談できない。
7	島内には、高齢の親と、何らかの障害を持つ子供が同居しているケースがあると思うが、親亡き後に、子供が自立して生活していく事はこの状況の中、村の財政で高齢者、障害者などと区別して別々に建設することは無理だと思うので、複合型での建設を検討して欲しい。
8	ヘルパー不足によりサービスを受けられないのが実情と聞かすが、支援があれば地域での生活がなんとか可能になると思う。人材育成、雇用促進を含めて、介護事業所の充実をして欲しい。
9	三障害、それぞれ内容は違うけれど、同じ悩みを持つ介護者、保護者が集まって、情報の交換ができるようなきっかけ作りを担って欲しい。

## ・生活面

1	子供が都内の施設に入所しているが、毎年の手続きが大変で何とかして欲しい。
2	島でも、島外と同じサービスを目指してチェーン店(コンビニ、ファーストフード)を誘致することで、障害のある方はもちろん、観光客の誘致にもつながると思う。
3	年齢を重ねてから体が動かなくなり、働くことが出来ず、収入が無くなり困っている。
4	これから買い物難民が増加する。
5	障害者の避難行動はできるだけ最近のものを把握する必要がある。

## ・医療面

1	通院のため上京しているが、島内でも用が足りると助かる。
---	-----------------------------

## ・交通面

1	タクシー券があっても、タクシーが少ない。
2	病気のための上京で、船に乗る時に障害者用の部屋が空いていない。
3	村から支給されるタクシー券にはとても助かっているので、これからも続けて行って欲しい。
4	バスに乗車する際に、ステップが高いので怖い。門から坪田福社会館への下り坂が暗くて歩けない。公共施設をつくる際には、障害者の声を聞いて、段差、スロープ、手すりなどを配慮して欲しい。

## ・就労面

1	義務教育後の支援が欲しい。現在の三宅では、就労支援がなく島外に出ざるを得ない状況なので、相談できる場が欲しい。
2	年金は少ないが、1人暮らしをしたい。

・その他

1	安心して住める村にして欲しい。
2	申し訳ありませんが、答えづらいアンケートです。本人か介護者の誰が回答すればいいのか、本人が回答出来ない場合の指示がない。大前提がはっきりしていないので、的確な回答が出来ていないと思いますが、申し訳ありません。今後も弱者、困っている人の力になれる行政であって欲しいと思います。よろしくお願いします。
3	アンケートをやる意図が分からないので、個々に聞き取り調査をして欲しい。
4	三宅村が以前のように、また緑と小鳥の多い島になると良いと思う。

## 三宅村障害者福祉計画策定委員名簿

氏名	委嘱区分	所属	備考
早川 マス子	障害者(家族)代表者		委員長
原田 弘	学識経験者	東京都三宅支庁	副委員長
小林 信之	医療・保健代表者	東京都島しょ保健所 三宅出張所	
長谷川 勇太		三宅村国民健康保険直営中央診療所	
斉藤 央	障害福祉代表者	三宅島社会福祉協議会	
浅沼 多津子		三宅島民生児童委員協議会	



## 三宅村障害者福祉計画策定委員会 開催経過

第1回	7月25日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長、副委員長の選任</li> <li>・ 計画策定における説明</li> <li>・ 数値目標の説明</li> <li>・ アンケート項目の見直し</li> <li>・ 今後の予定</li> </ul>
第2回	10月16日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート結果から課題の整理</li> <li>・ 数値目標の確認</li> </ul>
第3回	12月4日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題の整理</li> <li>・ 計画(案)の最終確認</li> </ul>

## 三宅村障害者福祉計画策定委員会設置要綱

29三福健第30号

平成29年4月6日

### (設置)

第1条 国が定める「障害者福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域等事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して三宅村が行う、サービスの確保・円滑な提供について、平成30年度から平成32年度を第5期とする三宅村障害者福祉計画(以下、「福祉計画」という。)を策定するにあたり、三宅村障害者福祉計画策定委員会(以下、「委員会」という。)を設置して、意見を反映させる。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、三宅村長(以下「村長」という。)の諮問により、委員会を開催し、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画に必要な調査に関すること
- (3) その他、村長が前各号に関して必要と認める事項に関すること

### (構成)

第3条 委員会の委員は、村長が委嘱し、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 障害者(家族)代表者 1名
- (2) 障害福祉代表者 2名
- (3) 保健・医療代表者 2名
- (4) 学識経験者 1名

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (役職)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (紹集)

第6条 委員会は、委員長が紹集する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は必要があるときは委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議、会議録及び会議に係る資料は、公開とする。

ただし、出席した委員の過半数により決したときは、その全部又は一部を公開しない。

(守秘義務)

第9条 委員会に出席した者は、委員会の内容その他職務上知り得た秘密事項を第三者に漏らし  
てはならない。任期終了後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、三宅村福祉健康課とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用し、平成30年3月31日をもって廃止する。

三宅村

第2期 障害者計画

第5期 障害福祉計画

第1期 障害児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

平成29年12月

発行 / 三宅村

編集 / 三宅村役場 福祉健康課 福祉係

東京都三宅島三宅村阿古497

電話 04994-5-0902